

職場における労働衛生基準対応はお済でしょうか？

この時期、各職場やご家庭で大掃除を行う機会が多いかと思いますが、例年掃除の後に「転びそうになった」とか「腰を痛めてしまった」など一部で聞かれます。無理をしない、させないよう注意し、新たな年を安全にスタート出来るようにしたいものです。さて、今回のテーマですが、約50年ぶりに改正、施行されました事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正（令和3年12月1日）する省令が交付されたことは、ご承知の通りと思います。新照度基準も12月1日より施行されています。職場における照明設備【法定点検（6月以内ごとに1回）】の掃除（点検）をしつつ、次の項目についても再確認して行きましょう。



★作業面の照度（事務所則第10条第1項）令和4年12月1日施行

○照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康管理を防止する観点から、すべての事務所に対し適用されます。

改正前

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

改正後

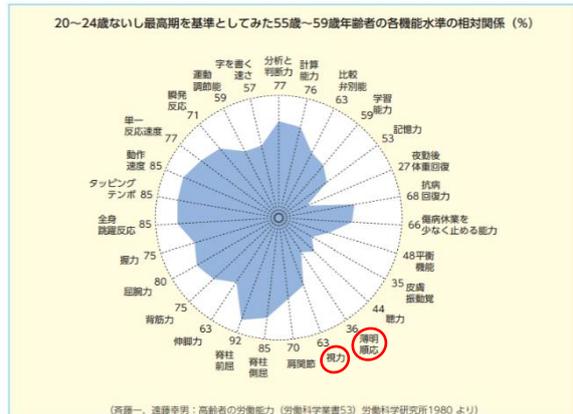
作業の区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業※	150ルクス以上

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。

○事務作業区分毎に照度測定を行い基準照度以上になっているかを確認し、その結果を保管しておきましょう。特に高年齢労働者の増加（図表1）、身体機能の変化（図表2）等を踏まえ日本産業規格（JIS Z9110）に定める推奨照度等を参考にし、健康障害防止のための照度基準を検討のうえ定めるようにしましょう。



図表1 労働力人口の推移
(令和4年版高齢社会白書-内閣府より)



図表2 加齢に伴う各種身体機能の変化

★便所の設備（事務所則第17条の2、安衛則第628条の2）令和4年4月1日施行

- 新たに「独立個室型の便所」が法令で位置付けられました。
- バリアフリートイレ等についても上記要件を満たしていれば独立個室型の便所に該当します。
- 男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所を設けた場合は、トイレの設置数を算定する際の基準となる同時に就業する労働者の数を独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減らせることができますが、既存の男女別便所の廃止は不可となりますので注意が必要です。

▶「独立個室型の便所」とは



OK



NG

- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等*で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
*視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1 個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

★温度の管理（事務所則第 5 条第 3 項）令和 4 年 4 月 1 日施行

○世界保健機関（WHO）が冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮してガイドラインにおいて室内温度の低温側の基準について 18℃以上を勧告した等により事務所則にて空調調設備を設けている場合は、常時就業させる室の低温側の基準が改められました。

尚、空調調設備を設けている場合以外であっても、冷暖房器具を使用することにより事務所における気温は 18 度以上 28 度以下になるようにすることが望ましいことと記載されています。

改正前

17度以上 28度以下



改正後

18度以上 28度以下

★一酸化炭素・二酸化炭素測定器（事務所則第 8 条）令和 4 年 4 月 1 日施行

○検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示しました。

★シャワー設備等（事務所則第 18 条第 2 項、安衛則第 625 条第 1 項）令和 4 年 4 月 1 日施行

○誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮が求められます。

★休憩の設備（事務所則第 19 条、安衛則第 613 条）令和 4 年 4 月 1 日施行

○事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。

★休養室・休養所（事務所則第 21 条、安衛則第 618 条）令和 4 年 4 月 1 日施行

○随時利用が可能となるよう機能を確保し、入口・通路からの目隠しを設け、出入り制限等に応じ、プライバシーと安全が確保されるよう配慮が求められます。

★救急用具の内容（安衛則第 633 条、旧第 634 条）令和 4 年 4 月 1 日施行

○作業場に備えることが義務付けられている救急用具・材料（ほう帯材料、ピンセット、火傷薬、止血剤副木、担架など）が削除され、各事業所で想定される労働災害等に応じて関係者・各委員会等で検討を行い、応急手当に必要なものを備えましょう。

参考資料

- 1.事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（基発 1201 第 1 号 令和 3 年 12 月 1 日）[000860576.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
- 2.事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について（基発 0301 第 1 号令和 4 年 3 月 1 日）[000904298.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
- 3.” ご存知ですか？職場における労働衛生基準が 変わりました”（厚生労働省：パンフレット）[000905329.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

以上